

山梨県公報

第二千三百八十五号

平成二十六年

一月二十七日

月 曜 日

目 次

- 工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一九
 - 土地収用事業の認定……………二〇
 - 道路の区域変更……………二一
 - 道路の供用開始(二件)……………二二
 - 建築基準法に基づく道路位置指定……………二二
- 公 告
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(七件)……………二二
 - 都市計画の変更図書の縦覧(二件)……………二四

告 示

山梨県告示第二十二号

山梨県工業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年一月二十七日から適用する。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

インクジェットプリンター	1枚	スーパーフライン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 ヤットロール紙B3判 同A2判	300円 500円 600円 600円 800円 1300円 1400円 5800円 6600円
--------------	----	--	--

1の表中

同B2判	7900円
同A1判	9100円
同B1判	1100円
同A0判	1100円
同B0判	2700円
フオートプリントロール紙B3判	1, 5400円
同A2判	1, 2800円
同B2判	1, 4400円
同A1判	1, 7700円
同B1判	2, 0300円
同A0判	2, 4800円
同B0判	2, 8600円
	3, 4900円

を

インクジェットプリンター	1枚	スーパーフライン専用紙A4判 同B4判 同A3判 同A3ノビ判 専用光沢紙A4判 同A3判 同A3ノビ判 ヤットロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判 フオートプリントロール紙B3判 同A2判 同B2判 同A1判 同B1判 同A0判 同B0判	300円 500円 600円 600円 800円 1300円 1400円 5800円 6600円 7900円 9100円 1100円 1100円 2700円 5400円 2800円 4400円 7700円 0300円 4800円 8600円 4900円
その他 の機械	1時間	エックス線回折装置 フーリエ変換赤外分光光度計	1, 6200円 3, 1300円

に定める。

器具又は設備は、紫外可視近赤外分光光度計 720円

エックス線回折装置による分析 微量領域エックス線回折装置による分析 高エネルギー応力解析装置による分析 エックス線回折装置によるデータ解析	2, 260円 33, 080円 2, 770円 4, 270円
--	---

エックス線回折装置による分析 微量領域エックス線回折装置による分析 高エネルギー応力解析装置による分析 エックス線回折装置によるデータ解析 定性分析 応力測定	2, 260円 33, 080円 2, 770円 4, 270円 5, 560円 7, 590円
--	---

化学試験（発光分光分析装置による分析）	1件	エッチング時間 30分以内 30分を超えた後30分毎	4, 350円 4, 350円
---------------------	----	----------------------------------	--------------------

化学試験（発光分光分析装置による分析）	1件	エッチング時間 30分以内 30分を超えた後30分毎	4, 350円 4, 350円
	1件	化学試験（フーリエ変換赤外分光光度計による測定）	7, 560円
その他の試験	1スペース コントロール	化学試験（紫外可視近赤外分光光度計による測定）	1, 420円
		化学試験（紫外可視近赤外分光光度計による追加測定（自動可変角度測定機能））	350円

改める。

山梨県告示第二十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横内 正明

- 一 起業者の名称
富士吉田市

- 二 事業の種類
富士吉田市学校給食センター建設事業

- 三 起業地
1 収用の部分 富士吉田市小明見字中丸及び字上中丸地内
2 使用の部分 なし

- 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

富士吉田市学校給食センター建設事業（以下「本件事業」という。）は、学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第六条の規定に基づき、義務教育諸学校の設置者である起業者が学校給食を実施するための施設として整備するものであり、法第三条第三十一号に掲げる「地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、本件事業の実施に当たり、既に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

現在、富士吉田市内には、起業者が設置する小学校が七校、中学校が四校あり、これらの小中学校への学校給食については、起業者が昭和五十九年に運用開始した現在の学校給食センター（以下「既存施設」という。）によって調理され、保育所六園への提供と併せて運営されている。

学校給食施設の衛生管理については、平成八年の腸管出血性大腸菌O157による大規模な食中毒の発生を契機に、文部科学省が平成九年四月に「学校給食衛

生管理の基準」を制定し、その後、平成二十一年四月に改正施行された学校給食法で「学校給食衛生管理基準」が定められ、調理場内における二次汚染防止の観点から汚染作業区域、非汚染作業区域及びその他の区域に部屋単位で区分することなど、学校給食における衛生管理の徹底が図られてきている。

こうした中、起業者が運営している既存施設は、建設後二十九年が経過し、調理場内における汚染作業区域と非汚染作業区域を区分した作業動線が確保できないなど学校給食衛生管理基準を満たしていない状況にあり、安全で安心な学校給食を実施していく上で非常に多くの問題を抱えている。

このため、起業者は学校給食衛生管理基準を満たす施設整備を検討することとしたが、当該管理基準を満たすための施設を整備するためには既存施設の敷地では狭いこと、また既存施設を改修することとした場合、改修期間中に給食の提供を代替する手段がないことから、新たに土地を確保することとし、本件事業を実施することとしたものである。

本件事業が完成すると学校給食衛生管理基準に基づき衛生的で安全な学校給食の実施ができ、児童及び生徒の心身の健全な発達に資すると認められることから、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本件事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事中の騒音、振動等が考えられるが、起業者は工事施行に当たっては、低騒音型重機の使用や必要な仮囲い等を施すとともに、周辺住民と協議を行い安全管理に努めることとしている。

また、起業地内に埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

こうしたことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本件事業の施行位置については、立地の利便性のほか、社会的、技術的、経済的な要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本件事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本件事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認め

られるので、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性
現在運営されている既存施設は、建設後二十九年が経過し、設備が老朽化し更新が必要な状況となっている。また、調理場内における汚染作業区域と非汚染作業区域の区分がされていないという衛生管理上の問題もあり、安全で安心な学校給食の実施に支障を来すおそれが生じている。

以上の状況から早期に本件事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性
本件事業に係る起業地の範囲は、建物については、起業地において調理する必要がある学校給食数を児童・生徒数の推移や教職員数等を基に算出し、当該給食数を調理するために必要な施設規模を決定している。駐車場等については、施設を運営していく上で必要となる面積にとどめており、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までのとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断することができる。

よって、法第二十条の規定により、事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所
富士吉田市学校給食センター（学校給食センター建設室）

山梨県告示第二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路線 名 十谷鬼島線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南巨摩郡富士川町十谷字石須向七〇九番地 先から 南巨摩郡富士川町十谷字石須向七〇二番の 一地先まで	二一・四 三二・三	一一・一 一九・〇	七八・〇

山梨県告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十六年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	鶯宿上曾根線	笛吹市境川町大窪字中道六七四番の一地先から 笛吹市境川町大窪字ヌクユ六九八番の一地先まで	三九五・〇	平成二十六年一月二十七日

山梨県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十六年二月十七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	斐崎南アル プス中央線	南アルプス市藤田字鶴松四五七 五番の一地先から 南アルプス市浅原字中河原二七〇番の一地先まで	一三八・〇	平成二十六年一月二十七日

山梨県告示第二十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 指定の年月日
平成二十六年一月二十七日
- 二 指定道路の位置
笛吹市春日居町小松字道徳八百四十七番九
- 三 指定道路の幅員
最大四・五一メートル 最小四・五〇メートル
- 四 指定道路の延長
二六六・二五メートル

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十二月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社小沢工業所

- 2 主たる営業所の所在地 葦崎市巾田町中條千四百五十八番地二
- 3 代表者の氏名 小澤正巳
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特―二四）第一〇五二号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可並びに土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十二月三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十二月九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 望月建設工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町永井千三百九十四番地一
 - 3 代表者の氏名 望月良章
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九五四号
- 四 処分の内容 土工工事業、建築工事業、大土工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十二月十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 内田塗装工業
- 2 主たる営業所の所在地 甲斐市葛蒲沢八百四十九番地十
- 3 代表者の氏名 内田和吉
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第九一三一号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十二月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 建築工房ゆほびわ
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町村山西割三百七十番地二
 - 3 代表者の氏名 末吉徹郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第八五四号
- 四 処分の内容 土工工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十二月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 加々美建設
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小明見千八百五十六番地
 - 3 代表者の氏名 加々美和弘

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第二二五四号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社幸和工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町梅平六百四十五番地
 - 3 代表者の氏名 若林みどり
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六四二〇号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十二月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社塩谷工業
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市有野三千二十一番地
 - 3 代表者の氏名 塩谷宇多和
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六八四七号

- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類
甲府都市計画道路
（三・五・四号 千塚三丁目羽黒町線）
- 二 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により甲府市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十六年一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 都市計画の種類
笛吹川都市計画下水道
（甲府市公共下水道）
- 二 縦覧場所
甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課